

日本野球医学研究会 会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本野球医学研究会（英文名：Japanese Society of Baseball Medicine）と称する。

（目的）

第2条 本会は、野球医学に関する研究の促進と関係者相互の情報交換を図り、もって野球医学の進歩・普及と野球をプレーする全ての人の健康に寄与することを目的とする。

（事務局）

第3条 本会の事務局は、当面の間、医療法人野球医学 ベースボール&スポーツクリニック（神奈川県川崎市）内に置く。ただし、会長の判断により、事務局業務の一部または全部を外部の専門業者等に委託することができる。

第2章 事業

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会等の開催
- (2) 野球医学に関する情報の収集および提供
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する医師、理学療法士、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、スポーツ科学研究者、トレーナーその他本会の発展に寄与する個人をもって構成する。

（会費）

第6条 会員は、別に定める当日の大会参加費を支払うものとする。なお、定期的な年会費の徴収については、本会の運営状況に鑑み、必要に応じて総会の承認を経て別途定める。

第4章 役員

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名
- (3) 幹事：若干名
- (4) 監事：1名

（役員の選任）

第8条 会長は、本研究会の発起人代表（馬見塚尚孝）をもって充てる。

2. 副会長、幹事、および監事は、会長がこれを委嘱する。

（役員の職務）

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 幹事は、幹事会を構成し、本会の重要事項を審議する。
4. 監事は、本会の資産および会計の状況を監査する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

（会議）

第11条 本会の会議は、総会および置換会とする。

2. 会議は、会長が招集し、その議長となる。
3. 会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 資産および会計

（資産）

第12条 本会の資産は、大会参加費、寄付金、協賛金、その他の収入をもって構成する。

（会計年度）

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、設立初年度については、設立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 会則の変更および解散

（会則の変更）

第 14 条 本会則の変更は、幹事会の議を経て、会長がこれを決定する。

（解散）

第 15 条 本会の解散は、幹事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得、かつ会長の承認を経て行う。

附則

1. 本会則は、2026 年 7 月 1 日（設立日）より施行する。